「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」素案に係る県民意見の募集（パブリックコメント）の実施について

１　要　旨

　広島県では、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、手話言語の認識の普及を目的とする「広島県手話言語条例（仮称）」と、障害者の情報の取得利用の促進や円滑な意思疎通を目的とする「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例　（仮称、通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」の策定を進めており、この度、条例素案をとりまとめましたので、県民の皆様からの御意見を幅広く募集します。

２　募集する意見

　「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」素案に対する意見

３　募集期間

　　令和７年７月２日（水）～令和７年８月１日（金）

　　（郵送の場合は、令和７年８月１日（金）消印まで）

４　御意見の提出方法

　別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出してください。

　なお、御意見を正確に把握するため、電話での受付はしておりませんので、御了承ください。

　(1) 電子申請 県ホームページの記入フォームから送信してください。

　　　トップページ＞組織で探す＞健康福祉局＞障害者支援課＞「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」に対する県民意見募集について

　(2) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町10-52

　　　広島県健康福祉局障害者支援課地域生活・発達障害グループ

　(3) FAX 082-223-3611

　(4) 電子メール fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

　 ※　件名に「広島県手話言語条例等　パブリックコメント」と記入してください。

５　御意見の取扱い

　(1)　お寄せいただいた御意見は、条例策定の参考にさせていただきます。

　(2)　個人が識別される情報を除いた上で公表させていただく場合があります。

　(3)　御意見に対する個別の回答は行いませんが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表します。

　(4)　意見募集と並行して関係団体とへの意見聴取も行っており、それにより素案が修正される場合があります。

６　資料の閲覧

　(1)　広島県ホームページ

　　　 本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

　　　　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syuwa-joho-publiccomment.html

　(2)　閲覧場所

行政情報コーナー（県庁南館１階） 広島市中区基町10-52 082-513-2380

健康福祉局障害者支援課（県庁本館５階） 082-513-3157

西部厚生環境事務所　厚生課 廿日市市桜尾二丁目２-68 0829-32-1181

西部厚生環境事務所広島支所　厚生課 広島市中区基町10-52 082-228-2111

西部厚生環境事務所呉支所　厚生保健課 呉市西中央一丁目３-25 0823-22-5400

西部東厚生環境事務所　厚生課 東広島市西条昭和町13-10 082-422-6911

東部厚生環境事務所　厚生課 尾道市古浜町26‐12 0848-25-2011

東部厚生環境事務所福山支所　厚生課 福山市三吉町一丁目１－１ 084-921-1311

北部厚生環境事務所　厚生課 三次市十日市東四丁目６－１ 0824-63-5181

※　閲覧可能時間

　 　土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

　　　・　行政情報コーナー　：　8:45～17:00

　　　・　その他の機関　　　：　8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

※　時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

７　問合先

　　広島県健康福祉局障害者支援課　地域生活・発達障害グループ　電話：082-513-3157